

(案)

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通協議会において協議が調っていることの証明書

令和6年5月24日付け所沢市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

富岡地区ところワゴン

路線の新設：多聞院ルート

路線の変更：北岩岡ルート

(運行事業者：西武ハイヤー株式会社)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別添の運行系統図のとおり

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年10月1日から実施

令和6年5月 日

所沢市地域公共交通協議会

会長 尾崎 晴男